

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法による行政処分……………一

……………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…一

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）…一

規則（公）

○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………一

公告

○土地収用法による収用の裁決手続開始……………一

……………（東京都収用委員会）…四

雑報

○東京都職員共済組合組合会の招集……………一

……………（東京都職員共済組合）…五

告示

●東京都告示第九百二十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年八月二十八日

一 被処分者
東京都知事 小 池 百合子

（一） 商号
株式会社デュープレックス・ギャザリング

（二） 代表者氏名
代表取締役 手塚 泰生

（三） 主たる事務所の所在地
中央区日本橋茅場町一丁目二番十二号

（四） 免許証番号
東京都知事(6)第七六三六六号

（五） 免許年月日
令和五年五月二十九日

二 処分年月日
令和八年八月二十八日

三 処分内容
免許の取消し

四 適用条項
宅地建物取引業法第六十六条第一項第七号

一 被処分者

（一） 商号
株式会社万里

（二） 代表者氏名
代表取締役 吉岡 正登

（三） 主たる事務所の所在地
渋谷区千駄ヶ谷一丁目二番十一号
パークハウス千駄ヶ谷五〇二

（四） 免許証番号
東京都知事(14)第二六七〇五号

（五） 免許年月日
令和四年十二月七日

二 処分年月日
令和八年八月二十八日

三 処分内容
免許の取消し

四 適用条項
宅地建物取引業法第六十六条第一項第七号

●東京都告示第九百二十八号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項及び第八条の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習であって通信制で行う研修及び講習（以下「第二型研修等」という。）を次のように指定する。

令和八年八月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 第二型研修等の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
港区新橋六丁目八番二号

二 受講対象者
都内に所在するクリーニング所に勤務するクリーニング師及び業務従事者のうち次のいずれかに該当する者

（一） へき地離島、遠隔地に居住する者

（二） 聴覚障害等の障害により研修会場等での受講が困難と知事が認めた者

（一） クリーニング師の研修
令和八年十一月二日から同年十二月十一日まで

（二） 業務従事者に対する講習
令和八年十一月二日から同年十二月十一日まで

三 申込受付期間

（一） クリーニング師の研修
令和八年十一月二日から同年十二月十一日まで

（二） 業務従事者に対する講習
令和八年十一月二日から同年十二月十一日まで

四 受講料

（一） クリーニング師の研修
五千元

（二） 業務従事者に対する講習
四千元

規則（公）

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月28日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

●東京都公安委員会規則第七号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則
東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会）

会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「規制」の次に「（法第21条第2項第3号に規定する軌道敷内通行可の規制、法第22条第1項に規定する最高速度の規制（指定されている最高速度が道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第11条又は令第27条に定める速度を超える場合に限る。）並びに法第46条に規定する停車可及び駐車可の規制を除く。）」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 法第22条第1項に規定する道路標識等により指定する最高速度の規制（指定されている最高速度が令第11条又は令第27条に定める速度を超える場合を除く。）の対象から除く車両

専ら交通の取締りに従事する自動車

第2条第1項第3号イ中「道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

別表第2中

品川埠頭地区臨港道路	港区港南五丁目から品川区東品川五丁目まで
大井埠頭地区臨港道路	品川区八潮一丁目から大田区東海六丁目まで
青海埠頭地区臨港道路	江東区青海二丁目から江東区青海二丁目まで
東京港臨海道路	大田区城南島一丁目から大田区中央防波堤内側埋立地まで
臨港道路青海縦貫線	大田区中央防波堤内側埋立地から江東区青海一丁目まで
臨港道路青海トンネル線	江東区青海一丁目から江東区青海二丁目まで

臨港道路青海有明南連絡線	江東区青海一丁目から江東区青海一丁目まで
	江東区青海一丁目から江東区東雲二丁目まで
臨港道路東京湾岸アンダー線	江東区青海一丁目から港区台場一丁目まで
臨港道路海岸青海線	港区海岸二丁目から港区台場一丁目まで
臨港道路城南島・大井1号線	大田区城南島三丁目から大田区東海三丁目まで
臨港道路城南島・大井2号線	大田区城南島七丁目から大田区東海六丁目まで
臨港道路品川・大井線	品川区八潮一丁目から品川区東品川五丁目まで
臨港道路新砂・夢の島線	江東区夢の島から江東区夢の島まで
臨港道路台場15号線	港区台場二丁目から港区台場二丁目まで
臨港道路有明2号線	江東区有明三丁目から江東区有明三丁目まで
臨港道路有明南縦貫線	江東区有明三丁目から江東区有明三丁目まで
臨港道路新木場・辰巳線	江東区辰巳三丁目から江東区新木場一丁目まで
臨港道路新木場・若洲線	江東区新木場一丁目から江東区若洲まで
臨港道路若洲1号線	江東区若洲から江東区若洲まで

を

臨港道路大井3号線	品川区八潮三丁目から品川区八潮三丁目まで
「	
有明1号線	江東区有明三丁目3番から江東区有明一丁目5番まで
有明2号線	江東区有明三丁目5番から江東区有明三丁目2番まで
有明11号線	江東区有明三丁目7番から江東区有明三丁目7番まで
有明12号線	江東区有明三丁目3番から江東区有明三丁目12番まで
有明13号線	江東区有明三丁目5番から江東区有明三丁目4番まで
有明14号線	江東区有明三丁目7番から江東区有明三丁目12番まで
有明15号線	江東区有明三丁目13番から江東区有明三丁目15番まで
有明16号線	江東区有明三丁目3番から江東区有明三丁目1番まで
有明20号線	江東区有明三丁目8番から江東区有明三丁目9番まで
有明南縦貫線	江東区有明三丁目8番から江東区有明三丁目15番まで
有明ふ頭連絡線	江東区有明三丁目4番から江東区有明四丁目7番まで
台場有明北連絡線	港区台場一丁目5番から江東区有明二丁目2番まで
青海・有明南連絡線	江東区青海一丁目1番から江東区有明三丁目9番まで
東雲線	江東区有明三丁目9番から江東区東雲二丁目13番まで
新木場・辰	江東区東雲二丁目8番から江東区新

已線	木場一丁目4番まで		
辰巳1号線	江東区辰巳三丁目21番から江東区辰巳三丁目21番まで	青海11号線	江東区青海四丁目2番から江東区青海三丁目3番まで
辰巳2号線	江東区辰巳三丁目9番から江東区辰巳三丁目8番まで	青海12号線	江東区青海二丁目7番から江東区青海二丁目4番まで
辰巳11号線	江東区辰巳三丁目3番から江東区辰巳三丁目17番まで	青海13号線	江東区青海二丁目3番から江東区青海二丁目6番まで
辰巳12号線	江東区辰巳三丁目19番から江東区辰巳三丁目14番まで	青海14号線	江東区青海二丁目4番から江東区青海二丁目7番まで
辰巳13号線	江東区辰巳三丁目19番から江東区辰巳三丁目13番まで	青海17号線	江東区青海二丁目8番から江東区青海二丁目3番まで
辰巳14号線	江東区辰巳三丁目20番から江東区辰巳三丁目12番まで	青海縦貫線	江東区海の森一丁目1番から江東区青海一丁目2番まで
辰巳15号線	江東区辰巳三丁目3番から江東区辰巳三丁目21番まで	台場15号線	港区台場二丁目無番地から港区台場一丁目6番まで
辰巳16号線	江東区辰巳三丁目16番から江東区辰巳三丁目10番まで	新砂・夢の島線	江東区新砂二丁目5番から江東区夢の島一丁目1番まで
辰巳17号線	江東区辰巳三丁目17番から江東区辰巳三丁目10番まで	新木場11号線	江東区新木場一丁目9番から江東区新木場四丁目4番まで
辰巳18号線	江東区辰巳三丁目3番から江東区辰巳三丁目21番まで	新木場12号線	江東区新木場四丁目1番から江東区新木場四丁目7番地先まで
辰巳19号線	江東区辰巳三丁目12番から江東区辰巳三丁目9番まで	新木場13号線	江東区新木場三丁目7番から江東区新木場四丁目7番まで
辰巳20号線	江東区辰巳三丁目4番から江東区辰巳三丁目21番まで	新木場・若洲線	江東区新木場四丁目1番から江東区若洲三丁目2番まで
辰巳21号線	江東区辰巳三丁目4番から江東区辰巳三丁目21番まで	若洲1号線	江東区若洲三丁目1番から江東区若洲三丁目1番まで
辰巳22号線	江東区辰巳三丁目5番から江東区辰巳三丁目21番まで	若洲11号線	江東区若洲一丁目2番から江東区若洲一丁目4番まで
青海1号線	江東区青海一丁目1番から江東区青海二丁目1番まで	若洲12号線	江東区若洲一丁目1番から江東区若洲一丁目1番まで
青海2号線	江東区青海二丁目3番から江東区青海二丁目1番まで		

洲二丁目2番まで	
若洲14号線	江東区若洲一丁目2番から江東区若洲二丁目7番まで
若洲15号線	江東区若洲一丁目3番から江東区若洲二丁目7番まで
若洲18号線	江東区若洲二丁目1番から江東区若洲二丁目3番まで
若洲19号線	江東区若洲二丁目5番から江東区若洲一丁目5番まで
若洲20号線	江東区若洲二丁目1番から江東区若洲一丁目5番まで
若洲21号線	江東区若洲三丁目1番から江東区若洲一丁目5番まで
若洲23号線	江東区若洲一丁目4番から江東区若洲一丁目5番まで
若洲24号線	江東区若洲二丁目8番から江東区若洲一丁目5番まで
海岸青海線	港区海岸二丁目7番から港区台場二丁目2番まで
品川1号線	港区港南五丁目9番から品川区東品川五丁目6番まで
品川11号線	港区港南五丁目2番から港区港南五丁目11番まで
品川12号線	港区港南五丁目2番から港区港南五丁目12番まで
品川13号線	港区港南五丁目2番から品川区東品川五丁目1番まで
品川14号線	港区港南五丁目2番から品川区東品川五丁目2番まで
品川15号線	港区港南五丁目2番から品川区東品川五丁目2番まで

		川五丁目3番まで	
品川16号線	品川区東品川五丁目8番から品川区東品川五丁目4番まで		
大井1号線	品川区八潮二丁目5番から大田区東海四丁目4番まで		
大井2号線	品川区八潮二丁目6番から品川区八潮五丁目3番まで		
	品川区八潮三丁目2番から品川区八潮三丁目2番まで（北行き）		
	品川区八潮三丁目2番から品川区八潮三丁目2番まで（南行き）		
大井3号線	品川区八潮一丁目3番から品川区八潮二丁目10番まで		
大井13号線	品川区八潮二丁目6番から大田区東海五丁目5番まで		
大井14号線	大田区東海五丁目3番から大田区東海五丁目1番まで		
大井18号線	大田区東海五丁目2番から大田区東海四丁目3番まで		
大井19号線	大田区東海五丁目4番から大田区東海四丁目3番まで		
城南島・大井1号線	大田区東海三丁目2番から大田区城南島五丁目2番まで		
城南島・大井2号線	大田区城南島二丁目10番から大田区東海四丁目6番まで		
青海トシネル線	江東区青海一丁目5番から江東区青海三丁目1番まで		
東京湾岸アソダー線	江東区青海一丁目5番から港区台場一丁目2番まで		
南北線	江東区有明四丁目1番から江東区海の森二丁目4番まで		
中防内1号	江東区海の森三丁目4番から江東区		

線	海の森二丁目1番まで
中防内3号線	江東区海の森一丁目4番から江東区海の森三丁目5番まで
中防内4号線	江東区海の森二丁目3番から江東区海の森二丁目1番まで
中防内5号線	江東区海の森三丁目1番から江東区海の森三丁目地先中央防波堤外側埋立地まで
	江東区海の森三丁目地先中央防波堤外側埋立地から江東区海の森三丁目地先中央防波堤外側埋立地まで（東行き）
	江東区海の森三丁目地先中央防波堤外側埋立地から江東区海の森三丁目地先中央防波堤外側埋立地まで（西行き）
中防内6号線	江東区海の森二丁目4番から江東区海の森三丁目2番まで
東京港臨海道路	大田区城南島二丁目9番から江東区若洲三丁目1番まで
	江東区海の森二丁目3番から大田区令和島一丁目1番まで
中防外1号線	大田区令和島二丁目1番から大田区令和島一丁目3番まで
中防外3号線	江東区海の森三丁目地先中央防波堤外側埋立地から大田区令和島一丁目2番まで
中防外5号線	江東区海の森三丁目地先中央防波堤外側埋立地から江東区海の森三丁目地先中央防波堤外側埋立地まで

改める。

附 則

1 この規則は、令和8年9月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則（以下「新規則」という。）別表第2に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第2条の3及び同表の適用については、なお従前の例による。
公布
土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。
令和8年8月28日
東京都収用委員会
会長 松 尾 弘
1 起業者の名称 東京都
2 事業の種類 東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線及び東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第14号線
3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
4 土地所有者の氏名及び住所
5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
6 裁決手続開始決定年月日 令和8年8月20日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都世田谷区南烏山五丁目	709番20	山林	39㎡	39.67㎡	20.08㎡	池田郊平 ただし、同人は令和7年11月14日死亡	最後の住所 東京都杉並区上高井戸三丁目3番11号				注1
						相続人 池田憲雄 (相続分3分の2)	東京都八王子市南大沢三丁目4番地3－102				
					19.59㎡	保谷真砂美 (相続分9分の1)	東京都清瀬市竹丘三丁目10番5号				注2
						保谷裕明 (相続分9分の1)	東京都清瀬市竹丘三丁目10番5号				
						保谷康裕 (相続分9分の1)	東京都東久留米市下里一丁目5番29号				

注1 東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線
注2 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第14号線

雑報

東京都職員共済組合組合会の招集について
令和八年度第二回東京都職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

令和八年八月二十八日

東京都職員共済組合

理事長 佐藤 智秀

一日時 令和八年九月七日 午後一時四十分

二場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十七階 職員共済組合大会議室

三議事 第一号議案 東京都職員共済組合定款の一部変更について

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

